

山口県報

平成19年
6月29日
(金曜日)

目 次

選管告示

選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等



山口県選挙管理委員会告示第六十五号

参議院山口県選出議員選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成十九年六月二十九日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成十九年七月十一日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成十九年七月十一日
- 三 縦覧に供する期間
平成十九年七月十二日

平成十九年六月二十九日印刷
發行

發行人所

山口県知事
山口市

定價一箇月 金二千七百円(送料共)